

公租公課

2023年 1月27日
北陸電力株式会社

1. 公租公課の概要

- ・公租公課は、法人税法、地方税法およびその他税に関する法律の定めるところにより、設備投資等の前提計画に基づき算定しております。
- ・事業税や雑税（核燃料税）等が増加したことから、現行原価対比で7億円増加しております。

(百万円)

	今回 A (3か年平均)	現行 B (2008原価)	差引 A - B	主な増減要因
水利使用料	2,212	2,052	161	・水力発電所の新設や最大使用水量の増加
固定資産税	5,643	8,868	▲3,226	・償却進行による課税標準額の減少
雑税 ※	1,360	265	1,095	・核燃料税の増加 (石川県条例改正による出力割導入)
事業税	6,723	3,998	2,725	・総原価の増加
法人税等	4,051	4,146	▲94	
合計	19,989	19,329	660	

※ 県市町村民税、事業所税、印紙税、核燃料税等

2. 水利使用料

- ・水利使用料は、河川法に基づき河川の水利使用の対価として支払うものであり、水力発電所毎の理論水力に単価を乗じて算定しております。
- ・水力発電所の新設や最大使用水量の増加により、現行原価対比で2億円増加しております。

(百万円)

	今回 A (3か年平均)	現行 B (2008原価)	差引 A - B	主な増減要因
一般水力	2,212	2,052	161	水力発電所の新設や最大使用水量の増加
揚水	-	-	-	対象発電所なし
合計	2,212	2,052	161	

<水利使用料の算定式>

・一般水力：1,976円×常時理論水力(kW) ※1 + 436円 ※2 (988円 ※3) ×特殊理論水力(kW) ※1

※1 理論水力(kW)

・常時理論水力(kW)：9.8(重力加速度) × 常時使用水量 × 有効落差

・特殊理論水力(kW)：9.8(重力加速度) × (最大使用水量 - 常時使用水量) × 有効落差

※2 昭和40年10月1日以降に発電を開始した発電所に適用される単価

※3 昭和40年9月30日以前に発電を開始した発電所に適用される単価

- ・固定資産税は、2022年1月1日時点の課税標準を基準に、設備投資計画に基づく増減を反映して算定しております。
- ・原子力発電設備の償却進行に伴う課税標準額の減少等により、現行原価対比で32億円減少しております。

(百万円)

	今回 A (3か年平均)	現行 B (2008原価)	差引 A - B	主な増減要因
水 力	1,329	1,594	▲265	償却進行による課税標準額の減少
火 力	2,586	2,113	473	富山新港火力発電所LNG1号機の新設による増加
原 子 力	1,439	4,963	▲3,525	償却進行による課税標準額の減少
新 工 業	9	-	9	
業 務	280	198	82	
合 計	5,643	8,868	▲3,226	

- ・雑税には、県市町村民税、事業所税、印紙税、核燃料税等が含まれており、それぞれの税法および法令に基づき、需要想定等の前提計画や過去実績等を基に算定しております。
- ・核燃料税の増加等により、現行原価対比で11億円増加しております。

(百万円)

	今回 A (3か年平均)	現行 B (2008原価)	差引 A - B	主な増減要因
県市町村民税	49	28	21	
事業所税	65	41	24	
印紙税	108	118	▲10	
核燃料税	950	-	950	・石川県条例改正による出力割導入 (原子炉の熱出力に応じて停止中も課税) ・新核燃料の装荷による価額割の増加
その他	188	79	109	・税制改正による控除対象外消費税の増加
合計	1,360	265	1,095	

※ その他は、都市計画税、登録免許税、不動産取得税、自動車諸税、控除対象外消費税

- ・地方税法に基づき、収入割、付加価値割および資本割をそれぞれ算定しております。
- ・燃料費の増加等による総原価の増加および課税方式の変更等により、現行原価対比で27億円増加しております。

(百万円)

	今回 A (3か年平均)	現行 B (2008原価) [電気事業全体]	差引 A - B	主な増減要因
収入 a	780,479	476,750	303,729	
控除項目 b	174,618	33,308	141,310	
課税対象 c:a-b	605,860	443,442	162,419	
税率 (%) d	1.06%	1.32%	▲0.26%	
収入割 c×d	6,429	※ 3,998	2,431	・総原価（課税対象収入）の増加
付加価値割	105	—	105	・課税方式の変更
資本割	189	—	189	〃
合計 (収入割 + 付加価値割 + 資本割)	6,723	3,998	2,725	

※ 電気事業全体に係る事業税のうち、送配電事業に係る原価相当額を除いて記載。

・法人税等は、算定省令に基づき、発行済株式数および一株あたり50円の配当金額をもとに算定した結果、現行原価とほぼ同程度となっております。

(百万株、百万円)

	今回 A (3か年平均)	現行 B (2008原価) [電気事業全体]	差引 A - B	主な増減要因
発行済株式数 a	209	214	▲5	・自己株式の取得による減少
配当金 b = a × 50円	10,438	10,707	▲269	
実効税率(%) c	27.96%	36.14%	▲8.18%	・法人税率の低下
配当所要利益 d = b / (1 - c)	14,489	16,767	▲2,278	
法人税等 d × c	4,051	※ 4,146	▲94	

※ 電気事業全体に係る法人税等のうち、送配電事業に係る原価相当額を除いて記載。

<算定省令 第三条第2項>

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法、地方法人税法及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額